

違反車両ゼロの道路に向けて！

～【第7回】一般国道9号で特殊車両の**指導取締**を実施します～

浜田河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、島根県警察と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

つきましては、違反車両撲滅を目指し、今年度第7回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

- 日 時： 令和3年11月19日（金）10：00～12：00
※ 雨天等により取締を中止する場合があります。
- 場 所： 一般国道9号（上り）^{はまだしみすみちよう}浜田市三隅町地内（別紙－1参照）
- 協力機関： 島根県警察 浜田警察署
- 指導取締内容： 通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います。（別紙－2参照）
- 留意事項： 報道解禁は、指導取締終了時刻の12時00分とします。
※ 当日取材は可能です。事前に下記問い合わせ先（取締担当）へご連絡をお願いします。
※ 指導取締を行っている時のカメラ撮影は可能です。

今年度第6回（10月29日）指導取締状況及び結果

実施路線	取締場所	取締台数	許可台数	違反台数
国道9号	浜田市日脚町 ^{ひなし}	3台	2台	1台



許可書の提示要請



寸法計測（高さ）

※特殊車両通行許可制度については別紙－3をご参照ください。

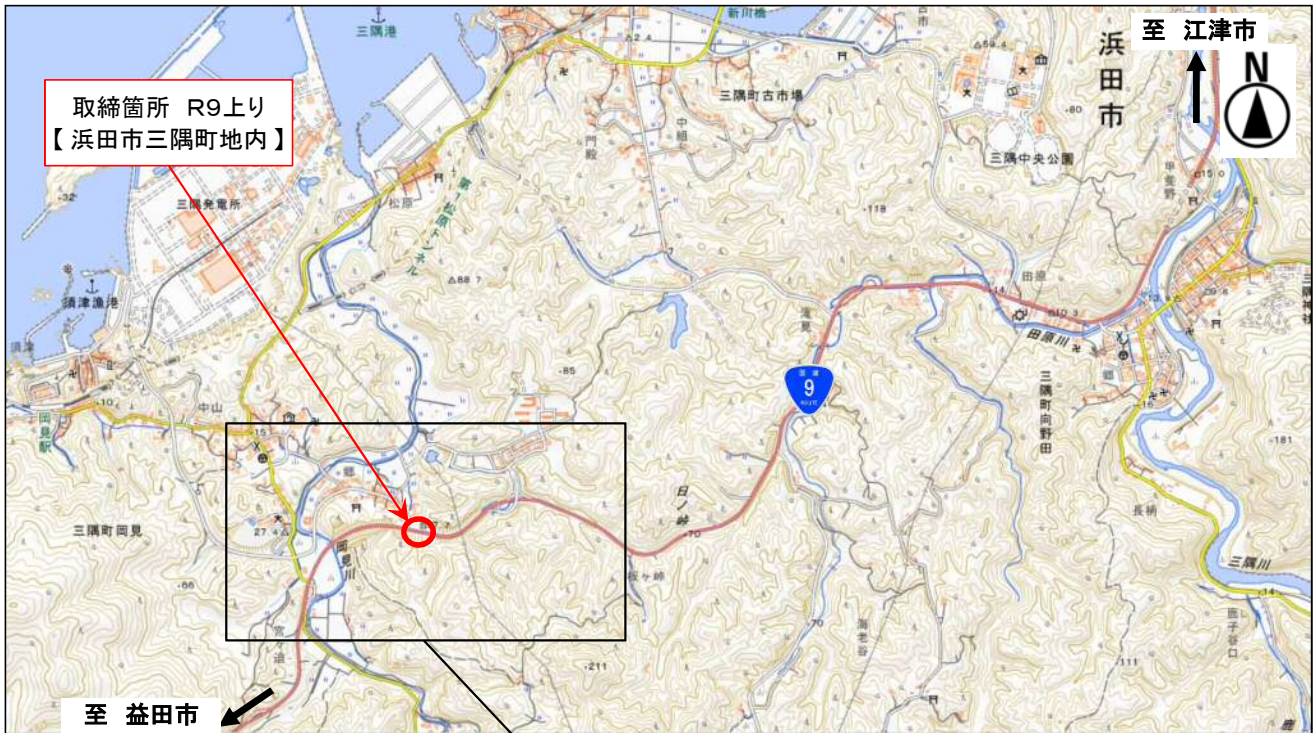
問い合わせ先： 国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所

副 所 長 ^{ひらにし くにしろ} 平西 邦裕
 （取締担当） 道路管理課建設専門官 ^{はら こういちろう} 原 幸一郎

TEL 0855-22-2480（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/>

1) 取締り箇所位置図



2) 取締り箇所詳細図



令和3年度の指導取締結果

	実施日	取締台数	違反台数	違反内訳			備考
				無許可	経路違反	許可証不携帯	
第1回	令和3年6月3日	2台	0台	0台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
第2回	令和3年6月24日	6台	2台	2台	0台	0台	浜田市三隅町 みすみ
第3回	令和3年7月14日	6台	1台	1台	0台	0台	浜田市久代町 くろ
第4回	令和3年9月8日	2台	0台	0台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
第5回	令和3年10月5日	4台	2台	2台	0台	0台	浜田市久代町 くろ
第6回	令和3年10月29日	3台	1台	1台	0台	0台	浜田市日脚町 ひなし
	合計	23台	6台	6台	0台	0台	

指導取締実施状況

島根県警により取締箇所へ該当車両引込 通行許可証の提示要請・目的地等の聴取



車両重量計測・寸法計測(幅)



車両寸法計測(長さ)



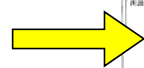
車両寸法計測(高さ)



通行許可証の確認



違反車両には警告書を発行



警告書 令和3年6月21日

受取人 白河 昌彦
住所 島根県 浜田市 日脚町 1-1-1

指導事務所 中国地方警備隊 島根県 浜田市 日脚町 1-1-1

違反内容 通行許可証不携帯

1 違反日時 令和3年6月21日 15時12分
2 違反場所 日脚町日脚
3 違反内容 通行許可証不携帯
4 違反車両 トラック 47号 第 2種
5 その他

重大な違反には減載・走行中止等措置命令書発行



措置命令書 平成30年12月1日

受取人 白河 昌彦
住所 島根県 浜田市 日脚町 1-1-1

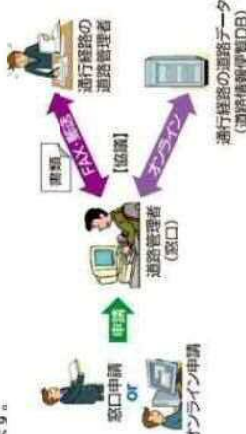
指導事務所 中国地方警備隊 島根県 浜田市 日脚町 1-1-1

違反内容 通行許可証不携帯

1 違反日時 令和3年6月21日 15時12分
2 違反場所 日脚町日脚
3 違反内容 通行許可証不携帯(通行許可証違反)
4 違反車両 トラック 47号 第 2種
5 その他

【特殊車両通行許可】申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された道路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道路事務所)を一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することもでき、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- ▶ 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(行政書士に代明申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- ▶ 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最大2年まで。
- ▶ 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【特殊車両通行許可】で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に速度が低い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります! 申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の積重でも許可できない場合があります。

中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全国の道路規制情報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html

荷主・運送関係の皆様へ
大型車両の
適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



特殊車両の通行による道路への影響

道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の大きさ、強度は一定の基準で定められています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってきているものもあります。

車両 社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 大きさ、重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の安全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

方向の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

項目	規格	超過する車両	道路構造法 (車身)	道路運送車両法 (車体)
長さ	12.0m	総長が12.0mを超す車両 例) トラック(車体・荷台) 総長が12.0mを超す車両 例) トラック(車体・荷台) 総長が12.0mを超す車両	規定なし	規定なし
幅	2.5m	幅が2.5mを超す車両 例) トラック(車体・荷台) 幅が2.5mを超す車両	規定なし	規定なし
高さ	3.8m	全高が3.8mを超す車両 例) トラック(車体・荷台) 全高が3.8mを超す車両	規定なし	規定なし
総重量	20t	総重量が20tを超す車両 例) トラック(車体・荷台) 総重量が20tを超す車両	規定なし	規定なし
軸重 (車・軸・台車)	10t	軸重が10tを超す車両 例) トラック(車・軸・台車) 軸重が10tを超す車両	規定なし	規定なし
軸間距離	12.0m	軸間距離が12.0mを超す車両 例) トラック(車・軸・台車) 軸間距離が12.0mを超す車両	規定なし	規定なし

どれか1つでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両 (人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその人に乗車し、又は貨物を積載している車両) の通行、運送、積込、積下及び積上小回半程の最高速度は法令で定める。

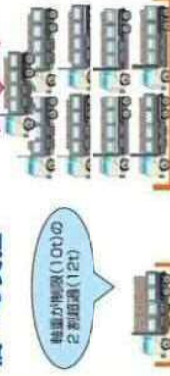
道路法第47条第2項

車両の構造、重量、高さ、積み又は積上小回半程が前項の法令で定める最高速度をこえるものは、道路を通行してはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は重量が特許される貨物が積載されるためやむを得ない認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せしめようとする申請に基づいて、通行許可、通行条件を附して、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために必要な条件を附して、同条第1項の規定の定めを省略する最高速度に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

超重量車両が及ぼす影響
制限(10t)以下の加重で9台分以上!!!



特に、大型車両1台が、幅員10mの車道より10m超過した場合は、橋脚に対しては約2台分、RC床版に対しては約1台分の重さが加えられることとなります。

超重量車両が及ぼす橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



誘導車の適切な配備をお願いします。

要員の配置、道路誘導車が通行することや及ぼす影響を認めると同時に、通行に必要な条件を附して許可します。この条件は通行条件といいますが、通行条件には次のようなものがあります。

項目	条件
A	誘導車の配備が適切であること。
B	誘導車の運転手が適切であること。
C	誘導車の通行が適切であること。
D	誘導車の通行が適切であること。

※A、B、C、Dは、許可申請書の添付書類に記載する必要があります。



違反内容 ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地 (昼夜実施)

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反状況によっては、通行中止の命令をする場合があります。

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測し、データベースにアクセスして許可の有無等を判定。

判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。

違法走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、最正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般計測器を加える車両の通行には特許通行許可の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、100万円以下の罰金(道路法第104条第1号)。

さらに、平成27年2月より改正された罰則強化。

基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りや検閲した場合は即時告発を行います。

罰金、違反事業者の処分等につきましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

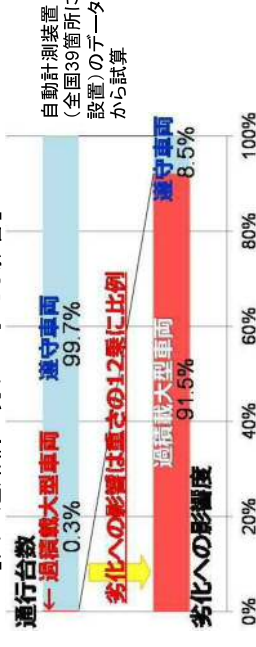
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両[※]が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。[※]車両総重量20tを超える違反車両

⇨ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇨現地取締りで違反を確認した場合(レッドカード)

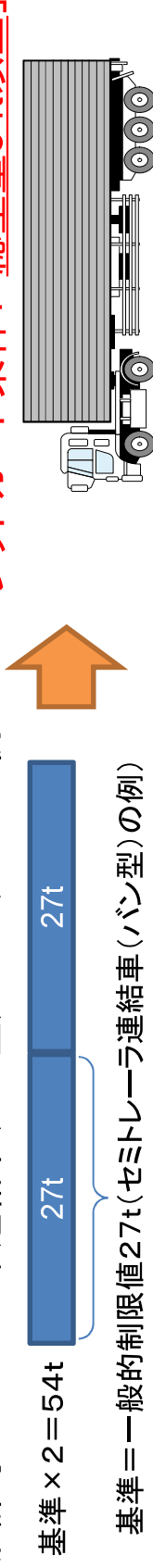
告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例



基準 = 一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合には、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等